

特集

中国での商標登録の必要性



特集:

中国での
商標登録の必要性

あの著名な
"CHIVAS REGAL"
も苦戦

最近では、スコッチウイスキー「CHIVAS REGAL」の権利者であるシーバス・ブラザーズ社が、第三者である服飾品店の商標登録「CHIVAS REGAL88」(図形要素含む)に対して、シーバス社のロゴデザインの著作権を根拠に訴えた件がありましたが、結局立証が十分でなく、認められませんでした。

特許業務法人
YKI国際特許事務所

〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町
1-34-12

TEL:
0422-21-2501

FAX:
0422-21-2391

E-MAIL:
yoshida.mamiko@yki.jp

URL:
<http://www.yki.jp/>

最近、中国での商標登録に関するトピックスが頻りにニュースとして流れていますね。Apple社の「iPad」をめぐる訴訟については、世界的に著名な商標でも、中国では勝てないのか・・・と、驚かれた方もいらっしゃるのではないでしょうか。「iPad」訴訟の詳細内容については、各ニュース記事に譲るとして、ここでは、中国での商標登録のキーポイントについてご紹介します。

キーポイントは、「早い者勝ち」

「iPad」の訴訟については、「iPad」が世界的に多くの需要者の間で、「Apple社の製品である」と認識されている商標なのに、Apple社が「侵害者」とされた点が、何だか奇妙に感じられたのではないのでしょうか。

しかし、商標法の世界では、基本的には先願主義、すなわち、「早い者勝ち」なのです。したがって、原則として「iPad」についても、中国においてはApple社より先に出願をしていた者(プロビューテクノロジー社)が圧倒的に優位なのです。

外国での知名度は考慮されない?

原則「先願主義」とはいえ、国際的にみると、外国で有名な商標については、例外的な権利が認められ、正当権利者でない者が先に登録を受けていた場合、正当権利者がその登録を無効とできる規定が明確に存在する場合があります。

もちろん日本ではこれが明確に規定されており、外国で有名な商標が、不正目的で先に出願されていた場合、その商標が日本国内であまり知られていなくても、正当権利者はこの登録を無効とできます。

しかしながら、中国では日本のように「外国での知名度」を考慮するという明確な規定がありません。中国で著名商標として認定を受けている商標ならば保護され得ますが、この認定には厳しい基準があり、ハードルは高いです。

また、図形商標の場合には、著作権を根拠に争うことも可能ですが、あくまでも「中国本土での知名度」を立証する必要があり、この立証は容易ではありません。

中国で確実に商標権を取得するには・・・

中国で確実に商標権を取得するには、とにかく、「先に」「中国本土で」「出願」をするのが一番安全で、早く、低コストな方策ということになります。図形商標の場合には、中国で著作権登録をしておくことも、後々立証する際の証拠資料としては大変有効です。

上記の「iPad」や「CHIVAS REGAL」のように、世界的に著名な商標であっても、中国で先に出願されてしまった商標を無効とするには、大変な苦戦を強いられています。中国を視野にビジネス展開を考えていらっしゃる場合には、この機会にぜひ、お早目の出願をお勧め致します。

弊所は、信頼できる中国の代理人とコネクションもあり、すぐに調査、出願、その他の確かなアドバイスをご提供できますので、お気軽にお問い合わせください。